

第7 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1. 生活環境施設の整備の必要性

(1) 農村地域における生活環境施設の整備の状況

農村地域においては、兼業化・混住化が進行する中で、住民の職業選択や生活意識はますます多様化し、また、高齢化や過疎化による担い手不足が深刻となるなど、農業・農村を取り巻く状況は、より一層厳しくなっていることから、今後も生活の拠点である農村集落においても良好な生活環境を確保するため、生活環境施設の整備を進める必要がある。

(2) 生活環境施設の整備の基本方向

これまでに整備された各種施設の有効利用やその施設を生かすためのソフト面の充実に努めながら、新たに整備する施設においては、その地域の歴史・伝統文化資源等を考慮しつつ、地域住民の意見を取り入れながら生活の質的な向上を図るため、移住・定住を促進する視点からも誰もが住みたい農村づくりを目指す。

また、施設の整備に当たっては、適正な維持管理が行われるとともに、農用地の利用計画との調整を図り、優良農地の保全に留意する。

2. 生活環境施設の整備の構想

(1) 適正かつ効率的な施設の配置

整備の緊急度の高い施設の整備については、適正な利用圏を設定した施設の配置と、利用見込み人口等を考慮した規模とする。また、利便性の観点から農道、一般道路等との関連性にも十分留意して配置、整備する。

(2) 農村地域の特性を生かした施設整備

自然、歴史、文化、景観等の地域資源を活用し、個性的で魅力ある地域づくりを進める施設とするとともに、農業者はもとより、地域住民にも良好な生活環境の確保を図り、都市住民にとっても憩いの場となるよう十分に配慮する。

(3) 集会施設、農村広場、農村公園等の整備の推進

農業者はもとより、都市住民とのつながりとふれあいの中で、地域住民にとって、豊かで潤いのある日常生活を享受できる施設を整備するものとする。